

平成19年第2回西予市議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成19年2月15日 市長 三好幹二
 1. 招集の場所 西予市議会議場 助役 別宮 静
 1. 開 会 平成19年2月15日 収入役 三好藤治
 午前10時00分 教育長 二宮宇明
 1. 閉 会 平成19年2月15日 総務企画部長 森 英二
 午前10時50分 建設部長 鶴岡康年

1. 出席議員
 1番 田中 剛 産業部長 小玉岩康
 2番 松山 清 生活福祉部長 武田 勉
 3番 宇都宮 明宏 教育部長 河野豊昭
 4番 松島 義幸 明浜総合支所長 安藤芳夫
 5番 元親 孝志 野村総合支所長 三瀬通忠
 6番 嶋川 武文 城川総合支所長 吉良孝一
 7番 沖野 健三 三瓶総合支所長 松本正志
 8番 森川 一義 宇和病院事務長 松山一郎
 9番 亀井 秀男 消防本部消防長 是澤孝次
 10番 名本 修三 総務課長 炭倉貞明
 11番 河野 作生 財政課長 清水忠夫
 12番 藤井 朝廣 企画調整課長 清水享司
 13番 浅野 泰義 上下水道課長 大塚輝雄
 14番 浅野 忠昭
 15番 三好 幸夫
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 英男
 20番 山本 昭義
 21番 梅川 光俊
 22番 鍵原 芳和
 23番 菊地 ミスギ
 24番 宇都宮 二郎
 26番 山本 安男
 27番 平野 武男
 28番 大竹 忠盛
 29番 二宮 元
 30番 坂本 隆重
 31番 浅野 豊重
 1. 欠席議員
 25番 岡田 周三
 1. 会議録署名議員
 20番 山本 昭義
 21番 梅川 光俊
 1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 事務局 局長 九鬼 則夫
 議事係 係長 井上 千浪
 1. 議事日程 別紙のとおり
 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
 1. 会議の経過 別紙のとおり

議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
 (20番 山本昭義、21番 梅川光俊)
- 2 会期の決定
 (2月15日 1日間)
- 3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求め
 ることについて(平成18年
 度西予市一般会計補正予算
 (第8号))
- 4 議案第2号 西予市消防本部消防緊急通信
 指令装置の取得について
- 5 議案第3号 公有水面埋立てに係る意見答
 申について(愛媛県)
- 議案第4号 公有水面埋立てに係る意見答
 申について(西予市)
- 6 議案第5号 平成18年度西予市一般会計
 補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（平成18年度西予市一般会計補正予算（第8号））
- 4 議案第2号 西予市消防本部消防緊急通信指令装置の取得について
- 5 議案第3号 公有水面埋立てに係る意見答申について（愛媛県）
議案第4号 公有水面埋立てに係る意見答申について（西予市）
- 6 議案第5号 平成18年度西予市一般会計補正予算（第9号）

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより平成19年第2回西予市議会臨時会を開会いたします。

三好市長より今臨時会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成19年第2回西予市議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことは記憶にないほどの暖冬で、もう雪は降らないのかと思っておりましたが、暖冬一変2月2日には早朝から降り出した雪が瞬く間に野山を真っ白に包み込みました。子供たちは大喜びでしたが、路面や水道管が凍結し、市民の皆様もさぞかし大変であったろうと思います。

その後、冬将軍はすぐ去り、2月4日には雪解けでグラウンド状態が最悪でしたが、本市の一大行事であります平成19年西予市出初め式を無事終了することができました。議員の皆様には大変お世話になりました。

また、先日平成19年度当初予算の査定を終えたところでありますが、非常に厳しい査定となりました。今後は、今までのような考え方ではこの財政難を乗り切ることが不可能に近いと再認識せざるを得ませんでした。新年度以降は、さらに徹底した事務事業評価を実施し、抜本的な見直しを

行う所存でありますので、議員の皆様の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回の臨時議会におきましては、平成18年度一般会計補正予算の専決処分の報告と消防本部の消防緊急通信指令装置の取得案件外3議案についてご審議をお願いするものであります。

議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつといたします。よろしくお祈りいたします。

議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

（日程1）

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に20番山本昭義君、21番梅川光俊君の両名を指名いたします。

（日程2）

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日1日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日間と決定いたしました。

（日程3）

議長 次に、日程第3、承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて（平成18年度西予市一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第1号は、平成18年度西予市一般会計補正予算（第8号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

西予市が誘致する四国コカ・コーラボトリング株式会社営業所の企業地が、西予市埋蔵文化財包蔵地である永長遺跡に当たり、試掘調査を実施した結果、発掘調査の実施が必要となりました。今

回の補正は、この調査に係る今年度の調査委託料負担及び調査要領の協議が去る1月17日に調いましたところ、企業地の造成工事との関係から早急に発掘調査に着手する必要性がありましたので、発掘調査経費について専決処分をしたものであります。

歳出では、主に発掘調査作業員の人件費及び発掘に係る機器リース料等で、合計266万4,000円の増額であります。

歳入につきましては、発掘調査の事業者負担の原則から全額事業者からの調査委託料を雑入に計上いたしました。これによりまして、歳入歳出予算それぞれ266万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を257億811万6,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

7番沖野健三君。

7番沖野健三君 一言、質問といたしますが、私今回市長が専決処分したということで、これ承認してくれということなんですが、専決処分の効力というものは私もこの議員必携を読んでよくわかっておるんで、議会に効力がないということはよくわかるんですけども、なぜ専決処分したか。よくあるのが、暇がなかったということではないかと思うんですけど、市長非常に忙しいんで暇がないのはわかるんですが、議会としては、議員としては先月も1月も1回しか議会が開けてないです。議員は非常に暇なんだと思われるのも、私らも非常に高額な報酬をもらっておるんで、できたら小さな問題かもしれませんが、議会を開いてほしいということであります。

そのことと1つ、また内容の点について、私も埋蔵文化財の調査費用ということで担当部の方で聞いたら、今回は260万4,000円という金額は四国コカ・コーラボトリングから入るということを聞きました。

しかし、よく聞くとこの半分は企業誘致ということで市の方から補助が出ると。今回は補正に上げてないけど、また年度末か次年度に補助をするということを知りました。これ企業誘致でなければ、民間企業が物を建てたり造成をする場合に、こういう埋蔵文化財というのは皆自己負担なんです。何で企業誘致のとこだけこういうように市が

半分、前回もあったですね、山田の造成するために企業誘致ということで、ロマンの里基金を取り崩して補助するということを知っておりますが、あのときもなぜ民間の企業が企業誘致ということで市が補助をせないといけないかと。例えば、これを限定して、企業はこの宇和町に来るということは非常に立地条件がいいから来るわけであって、例えば減免措置をしてくれるとか、こういう補助をしてくれるから来るというんじゃないと思うんです。

だから、もう少し企業誘致だから市の補助をするというのであれば、例えば西予市でも広いですから、そういう遊休地をせないといけないという場所もあると思うんです。そういうところで補助をするというのでわかるんですが、この宇和町非常に立地条件もいい、高速道路も通つとるといふようなところでなぜ市が補助をしてまで埋蔵文化財の補助を、発掘調査費用の補助をせないといけないということも私は疑問に考える。

そしてもう一つは、これは関連して質問するんですが、この西予市には埋蔵文化財の包蔵地というのが聞くとところによりまして285カ所あるそうなんです。これを市民に周知するというのは広報では1回見ました。けども、市民は余り感心がないんです。だから、包蔵地に例えば家を建てる場合に、どこがチェックするかという機能も果たしてない。もし、家を建てとって、基礎までやったという場合に、ここは包蔵地だから調査が要りますというふうに教育委員会の方から来た場合に、工事をストップしてそれで調査せないといけないんです。これは本当に迷惑な話なんです。

それだったら、もっと事前にここは包蔵地だと、だから調査しなければいけないということを市がやっぱり周知するということが必要ではないかと。そのためには、建物建てる場合では必ず建築確認が出るわけです。建築確認を出すところは建設課なんです。だから、建設課が建築確認が出たら、必ずそれを教育部の埋蔵文化財を担当する部署に、ここはどうかというようなことの横のつながりというものが必要じゃないかというように思うんです。

基礎を打った、さあここはあんた包蔵地だからちょっと工事をストップしてくれというようなことでは、私は行政のサービスがちょっと低下してるんじゃないかというふうに思っておりますん

で、今後は横のつながりですか、部署の横のつながり、建設部と教育委員会、または教育部の方とのつながりというものも徹底して行ってほしいということであります。

以上であります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、今沖野議員の質問について私のわかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、基本的には3点あったと思いますが、まず専決処分の問題でございますけども、地方自治法の中の専決処分規定がありまして、あれは暇がないやなしに、いとまがない、時間がないという意味でございますが暇がないという意味ではありません。そういう意味でご理解をいただきたいと思えます。

第2番目でありますけども、企業誘致の関係と、それに伴う埋蔵文化財地域についての市の支援の関係であります。これは私どもは企業誘致条例にのっとる対象とする企業について支援をするという立場を貫いております。したがって、すべての企業を対象にするわけではありません。そういう中で、企業誘致条例に対象となるようなと予定されるようなところについて、市が積極的に誘致を働きかけたところについて支援しようということで、今回その関係の要綱もつくってロマンの里の範囲内で旧石城地区、中川地区、永長地区についての予定地について、市が企業誘致を働きかけたところについて支援をしようという発想で要綱をつくらせていただいております。

第3番目の関係でございますけれども、埋蔵地についての各それぞれの家をつくられるときについての周知でございますけれども、これも非常に重要な問題であります。したがって、横の連絡等々基本的には十分、建築確認は県の事業でございますが、その前段で市のところに意見具申をするというような立場にあります。そのときに埋蔵文化財地域についてのチェックは入れておるといのが現実だと、このように思っております。

以上です。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 沖野議員の文化財保護に伴う開発工事の周知の件なんですけれども、先ほど言われましたように西予市に285の包蔵地があるわけなんですけれども、その中の大部分209件が旧宇

和町地区内にありました。宇和町地区内の分については、それぞれ旧町時代にも周知を図っておったわけなんですけれども、新市になりまして合併しました16年5月に関係部課の担当者、担当部長、課長が集まっていただきまして、庁舎内の関係者への通知を図ったりしておりますし、また翌年17年5月にも法の改正がありました関係上、各関係部課長の周知についてはご案内をして、先ほどから出ておりました建築確認等の指導の折に、この埋蔵文化財の指導をしていただくようお願いをしております。

それから、西予市の広報の関係なんですけれども、これには9月と12月号に市民の方に周知をさせていただいております。多分2回、これ9月と12月に出しておるので記載の記事を見られた方が大部分だろうと思うんですけれども、余り日ごろ文化財の関係で直接そういったような開発行為をされることのない方については、ただ目を通すぐらいのことで届け出の義務とか、そういったようなことが読むだけで終わっておいでの方がおいでだろうというふうに思っておりますので、これからも年に何回かはこういったような文化財の保護についての周知について努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただいたらと思えます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 わかりました。余りしつこくは言わないんですけども、できたら財政難の折り、特に企業誘致の限定地域というものをもう少し狭めるとかして、また上限下限ですか、金額的に例えば何千万円以上かかる場合は市が補助するとか、そういうこともこれから今後検討してもらいたいというふうに思えます。

専決処分は、できる限り市内で会議を開いてほしいと、議会を開いてほしいというふうに思えます。

そういうことで再質問を終わらせていただきます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの承認第1号は原案のとおり承認いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第2号「西予市消防本部消防緊急通信指令装置の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

是澤消防長。

是澤消防本部消防長 議案第2号「消防緊急通信指令装置の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

現在の西予市消防署と野村支所の緊急通信指令装置は、平成7年度に導入したものであり、以来11年を経過し、機器の経年劣化が著しく障害が発生した際の部品の調達が困難な状況であり、その一部に故障も発生しております。また、それらの改修についても検討を行ってきたところであります。

このたびの消防緊急通信指令装置の購入は、西予市消防署と野村支所の2カ所で分散受信しております119通報を西予市消防署のみで一元的に受信するための整備を行うとともに、今後増加が予想される携帯電話及びIP電話からの119番通報について、発信地表示システムを導入して通信体制の充実、強化を図るものであります。

今回の消防緊急通信指令装置の取得については、去る2月6日に指名競争入札を行い、株式会社富士通ゼネラル四国支店支店長小松範行が6,594万円で落札と決定し、備品購入の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 2点ばかり、ちょっと質疑をさせていただきます。

今、携帯電話という分の中の位置確認という分が出てきましたけれども、今まで携帯電話で119を回しますと松山が出てました。その辺につきましても、西予市のこの本部の中で全部受けれるのか、それが1点。

それから後で、これは関連になりますけれども、消防事務組合から西予市消防になって、それから八幡浜事務組合に加盟をして、その話し合いをして広域消防をつくる県の指導を受けながら、広域消防を3年をめどにまとめていこうと、そういう方向を話し合っていたという方向が出ておったと記憶しております。その辺についての進捗といたしますか、どの辺まで行ってるのかなど。県の指導もどの辺まで行ってるのかな、その辺もちょっと関連ですので、よろしければお聞かせ願ったらありがたいと思います。

以上です。

議長 是澤消防長。

是澤消防本部消防長 21番梅川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、携帯電話の119ですけども、現在でも119番を携帯から直接局番なしでかけていただいても感知する無線基地によっては管外に出ますけども、一応西予市消防本部へ直接つながるようになっております。宇和島へ入ったり、八幡浜へ入ったりする場合がありますけども、そういった場合は、それぞれの消防本部から私どもの西予市消防本部へ転送していただくようになっております。

それともう一つ、今回導入します携帯119の発信地システムは、今度は緯度、経度を情報として提供されてそいつをコンピューターで地図上の緯度、経度に置き直すということですので、GPSのついた携帯電話でありましたら5メートルから10メートルの範囲内で感知するというようになっております。ただし、屋内であったり、GPSのないものについては、感知するアンテナを表示するというようになっております。

そういうことで携帯電話については説明を終わりますが、消防再編につきましても、先般八幡浜、大洲との問題については今年の4月ですか、

市長さんと同行して今後、今県が国と県で進めておる広域消防再編、そのめどが立つまでは現状のままでいくという形をお願いに行っております。

そういうことで、消防広域再編については平成24年をめどに県が中心となって検討をしております。

以上です。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第2号「西予市消防本部消防緊急通信指令装置の取得について」は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第3号「公有水面埋立てに係る意見答申について(愛媛県)」及び議案第4号「公有水面埋立てに係る意見答申について(西予市)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第3号「公有水面埋立てに係る意見答申について」、議案第4号「公有水面埋立てに係る意見答申について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この公有水面埋め立ては、明浜町俵津地区において、西予市と愛媛県が国道378号線俵津バイパス工事のため合併施工するものであります。

本議案は、愛媛県知事から本市及び愛媛県がそれぞれ出願した公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づく意見聴取があり、道路交通の円滑化、整備される係船護岸と物揚げ護岸により、漁船の安全な係留と漁業生産の増大及び公共用地の確保を図り、住みよい地域環境づくりのために必要な事業であることから、異議のない旨の意見を述べるに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

24番宇都宮二郎君。

24番宇都宮二郎君 この事業につきまして、関連してちょっと質問をしたいと思っております。

明浜町俵津地区にとりましては、長い間待ちに待った工事の着工だと喜んでおるところであります。

しかしながら、このように膨大な埋め立てをするほど新しく埋め立てをする場所が高くなるわけでございます。それに伴いまして潮の干満時あるいは台風時の大雨によります満潮時の住宅地への潮の逆流がありまして、町にとりまして本当に後から大きな問題が出てこようと思っております。このような逆流とか床上浸水とか起こるわけですか。こういう対策も考えておられるでしょうか、お伺いいたします。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 宇都宮議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

明浜町、三瓶町、同じようにそういう潮の逆流等は台風時、それから冬期風浪時等には実際にあることは事実でございます。そのために、越波等につきまは護岸を波消しタイプの護岸にするとかというような対策をとっておりますが、逆流してマンホールの方から出るような仕様につきましては、今のところ現在と同じような状況にしかできないかと思っております。その対策としては、1つはポンプをつけるとか、そういうような対策を今後三瓶、明浜については考えていかなければなりませんし、県の方にも施工時にそういうことは検討していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 非常に私は本議会、この議案が上程されましたことに感無量の気持ちであるわけでございます。

といたしますのも、18年前に私事でございますけれども、議員に立候補いたしましたときに私の公約として上げたことがやっと本議会で議決をされそうであるということに對しまして感無量でございますけれども、この何年間の間にいろんな形のものが出ておまして、真珠業者、養殖業者、そして時間が長かったもんですからその間に好、不景気、いろんな人間の感情も入っております。そして、ここに至るまでの亡くなられた方、そして任務を全うされて退官された方、いろんな形の思いが今現在去来しているところでございますが、今後これが完成するに当たりましては、やはり地域の人たち、そして特にご協力いただいて漁業権を喪失された方、またいろんな形で努力していただいた方と今後もコンセンサスがしっかりとれるような、そして広報、そして地域住民が先ほど宇都宮議員が発言されましたように、今後水を抑える形が非常に排水とか難しい問題がこれからも想定されております。このあたりも含めまして県、国、そして市、そして地域ともどもが、これからまた国道ができることに対しての誠意ある前進であるような形の対応を望みたいと思いません。

きょうは、非常に私はこの議案が上程されましたことに對しまして感無量でございます。今後広報につきましては、細心の注意を払って、ひとつ完成までご努力をしていただきたいと思います、かように思う次第でございます。

議長 三好市長。

三好市長 お二人の議員から、この378号線俵津のバイパスについて質問なりあるいは思いをいただいたわけでありまして、私もこれに対して少しだけ答えさせていただきたいと思いません。

私も市長になりまして、この問題は非常に大きな問題であると、このような認識でやらせていただきました。市長になったときには、この問題は動いておりませんでした。これを解決するのが、私もこの今の市長としての職責の大事な役目だと思って頑張ってきたというのが現実でございます。

そして、これに当たっては地元の議員さん、また今ほど酒井議員もおっしゃられました真珠業者の方々等々、あるいは地元の区の方々、多くの方々のいろいろなご尽力をいただきました。また、地元以外の方々のご協力もいただきました。そして、県のご理解を最終的にはいただきました。国の補助がつかない段階まで実質は来ておりました。もう最後の最後になって決まったというのが現実でございます、本当にこれがきょう議案として上程できたことに私も非常にうれしく喜んでおります。そして、今この議案が皆さんの手で通していただくこと、そしてこれを県の方に答申としてお願いできるように最終的にしていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「公有水面埋立てに係る意見答申について(愛媛県)」及び議案第4号「公有水面埋立てに係る意見答申について(西予市)」の2件は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第5号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第9号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第5号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正は、西予市社会福祉協議会本所の移転に伴います施設改修に係る補助金を計上させていただくものでございます。

ご承知のとおり、平成17年6月の介護保険法の改正によりまして、包括支援センターの設置が義務づけられました。その対応について細かく検討調査を進めておりましたが、その中でまず課題となりましたのが、直営方式か委託方式かのいずれかの選択であり、また包括支援センターに従事するスタッフの受け皿スペースの確保でありました。

そこで、前者につきましては人件費等を考えますと、やはり委託方式の方が低コストで運営が図れるものと判断し、西予市社会福祉協議会と委託契約を締結いたしたく考えております。

一方、後者の施設の確保でございますが、これは現在の社会福祉協議会本所がAコープ宇和店隣の市役所庁舎第2別館に拠点施設を置いておりますが、この施設内に配備することは非常に手狭となり、業務の遂行に支障を来す懸念があります。さらに、今後の西予市の高齢化比率等を考慮いたしますとスタッフの数がふえることも想定しなければなりません。また、それ以外にも今後CATV事業を進める中で局舎の建設も視野に入れておく必要があります。

こうしたことを総合的に勘案し、かつ今後の財政事情を考えますと、できる限り事業費の抑制を図るためにCATVの局舎建設は行わないことが懸命であると判断し、このたび社会福祉協議会本所と包括支援センター本所を野村保健福祉センター内へ、また社会福祉協議会宇和支所と包括支援センター支所は西予市宇和林業センター内の一部へ移転し、その後において現在の社会福祉協議会の施設をCATVの局舎として利用したいと考えております。

以上のことから、宇和林業センター内の一部改修を行うために西予市社会福祉協議会へ補助金を交付するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ342万円を追加して、歳入歳出予算の総額を257億1,153万6,000円と定めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 補正予算につきまして、私は何ら質問するわけでもございませんけれども、今この予算についての提案をされました計画をそのまま我々議会の中で予算を認めるということは、全部計画を全員協議会で説明があった分と多少ちょっと違うかなってというようなことも、感じるところがあるんですけども、全部今提案理由がありました件は、そのまま事業を行って議会も認めたという形の解釈でよろしいんかどうかをお尋ねします。

再度質問させていただきます。

先ほど、これこれこういう理由で予算を立てるという前段でありました本所位置の問題、社会福祉協議会並びに機構改革、そういうことにかかわる分も議会の議決は要らないでしょうけれども、議会の承認みたいなものを求めたという解釈でよろしいんでしょうかと、こういうことでございます。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどの予算の前段にかかわる社会福祉協議会の本所、支所の関係については、この私どもの市として議決等々行う問題ではありません。いわゆる社会福祉協議会の次回評議委員会の問題でございまして、そこにいわゆる団体としての法人格と意思決定権がありまして、ここで求める問題ではございません。

以上でございます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 もう一点ございますが、CATVの局本部をつくる考えはないということに対しても、それで議決権ではないので、そういう計画で進むということを確認いたしたいんですが、それでよろしゅうございますか。

議長 三好市長。

三好市長 あくまでも、これは計画でございまして、今の財政事情を勘案しながら計画として持っておるとい認識をいただいたらと思っております。

以上でございます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 ただいま市長の説明で、社会福祉協議会が林業センターの方へ行くということですが、この林業センターの方について私はどういうようなコンセンサスがとれているのかと

ということについてお伺いしたいと思うわけであり
ます。

林業について、今後まだ振興も図っていかなく
ちゃいけないし、それを活用した林業施策もいろ
いろとあると思うんですけど、それを縮小する
というような印象を持つわけですが、今後
また西予市のそういったものをやっていく中で、
そういった対案とか、そういったものはどうい
うふうに市長は考えておられるのかお伺いいた
します。

議長 三好市長。

三好市長 あそこの林業センターを見ていた
いたらおわかりのとおり、もともと食糧事務所
があったところございまして、食糧事務所のと
ころを市が旧町時代に買ったというところござ
います。市の所有でございます。森林組合の方
にお貸しをしておるのが現状でありますし、そ
の隣に林業の研修センターがあります。そこも
事業としてつくっておる、そこも今あいてお
ります。だから、広い土地の中に今活用されて
おるのが、中に入られておるのが4人だけ
です。したがって、非常にあいております。だ
から、私どもとしては、そういうもろもろの
ことを総合的に勘案をして、市の今の中で有
効的に利用できる場所をお願いをして向こう
とのお話をしておるところでございます。

以上でございます。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、
会議規則第37条第2項の規定により委員会付
託を省略したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定
いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結
いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛
成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第5号「平成18
年度西予市一般会計補正予算(第9号)」は原
案のとおり決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は終了いたしました。

これをもって平成19年第2回西予市議会
臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりこ
こに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成19年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分第1号の承認を求めることについて（平成18年度西予市一般会計補正予算（第8号））	19.2.15	原案承認
議案第2号	西予市消防本部消防緊急通信指令装置の取得について	19.2.15	原案可決
議案第3号	公有水面埋立てに係る意見答申について（愛媛県）	19.2.15	原案可決
議案第4号	公有水面埋立てに係る意見答申について（西予市）	19.2.15	原案可決
議案第5号	平成18年度西予市一般会計補正予算（第9号）	19.2.15	原案可決